

名古屋市上下水道局管理規程第8号

名古屋市上下水道局被服貸与規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

別表第1中

「 経営本部営業部営業センター 及び同部営業所（以下「営業 センター等」という。）に勤 務する者（センター長、所 長、副センター長、副所長及 び業務士の職にある者を除 く。）に限る。 」	を	「 経営本部営業部営業センター （以下「営業センター」とい う。）に勤務する者（センタ ー長及び副センター長の職に ある者を除く。）に限る。 」
---	---	--

その他	貨物自動車運転者	作業服	上衣	2	3	3	10月1日 から翌年 の5月31 日まで	
			ズボン	2	3	3	10月1日 から翌年 の5月31 日まで	
		ズボン（夏）	2	3	3	6月1日 から9月		

					30日まで		
	作業用シャツ	半袖	2	3	3	7月1日から8月31日まで	
		長袖（甲）	2	3	3	5月1日から6月30日まで及び9月1日から10月31日まで	
	半外とう		1	5	9	12月1日から翌年の3月31日まで	
	布靴		1	2	3		
現場作業従事者	作業服	上衣	2 (2)	2 (3)	3	10月1日から翌年の5月31日まで	括弧書きは、技術本部施設部浄水場（以下「浄水場」という。）に勤務する者に適用する。

を

「

その他	現場作業従事者	作業服	上衣	2 (2)	2 (3)	3	10月1日から翌年の5月31日まで	括弧書は、技術本部施設部浄水場（以下「浄水場」という。）に勤務する者に適用する。
-----	---------	-----	----	----------	----------	---	-------------------	--

に、

「

人材育成推進課、経営本部営業部給排水設備課（以下「給排水設備課」という。）、営業センター等、建設工事事務所、技術本部管路部配水課（以下「配水課」という。）又は技術本部管路部管路センター（以下「管路センター」という。）に勤務する者に限る。

を

「

人材育成推進課、経営本部営業部給排水設備課（以下「給排水設備課」という。）、営業センター、建設工事事務所、技術本部管路部配水課（以下「配水課」という。）又は技術本部管路部管路センター（以下「管路センター」という。）に勤務する者に限る。

に、

「

「

人材育成推進課、給排水設備課、営業センター等、建設工事事務所、配水課、管路センター、施設整備課、浄水場又は水処理事務所に勤務する者に限る。ただし、括弧書きは、施設整備課、浄水場又は水処理事務所に勤務する者に適用する。

を

人材育成推進課、給排水設備課、営業センター、建設工事事務所、配水課、管路センター、施設整備課、浄水場又は水処理事務所に勤務する者に限る。ただし、括弧書きは、施設整備課、浄水場又は水処理事務所に勤務する者に適用する。

に、

人材育成推進課、給排水設備課、営業センター等、配水課又は管路センターに勤務する者（地下たびの貸与を受ける者を除く。）に限る。

を

人材育成推進課、給排水設備課、営業センター、配水課又は管路センターに勤務する者（地下たびの貸与を受ける者を除く。）に限る。

に、

現場作業に従事する者に限る。ただし、括弧書きは、人材育成推進課、営業センター等及び管路センターにおいて現場作業に従事する者（倉庫整理業務に従事する者を除く。）に適用し、半長靴及び編上靴を貸与するものとする。

を

現場作業に従事する者に限る。ただし、括弧書きは、人材育成推進課、営業センター及び管路センターにおいて現場作業に従事する者（倉庫整理業務に従事する者を除く。）に適用し、半長靴及び編上靴を貸与するものとする。

に改

める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。